

JACUE セレクション認定審査についての内規

本内規は、JACUE セレクション認定審査について必要な事項を定める。

1. JACUE セレクション実行委員会（以下、実行委員会という）

- 1-1【実行委員会の設置】JACUE セレクションの認定にかかる業務は実行委員会が行う。
- 1-2【実行委員会の構成】実行委員会は、正会員の中から 4～6 名程度を理事会が選定し、会長が委嘱した者をもって組織する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 1-3【実行委員会の委員長】実行委員会に委員長と副委員長を置く。委員長と副委員長は委員の互選とし、委員長に事故あるときは副委員長が委員長代理の職務にあたる。
- 1-4【委員長の職務】委員長は実行委員会を招集し、実行委員会の職務遂行を統括する。また、実行委員会の議事を取りまとめる。
- 1-5【実行委員会の職務】実行委員会は、次のことを行う。
 - ①募集要項を作成し、理事会の承認を得た後に、これを公表する。
 - ②審査部会を設置し、審査員を指名し、個々の審査対象の審査を依頼する。
 - ④審査対象が JACUE セレクション認定に該当するかどうか、審査委員の審査結果に基づき決定する。
 - ⑤審査結果を理事会に報告し、承認を得た後に、認定された書籍を大学教育学会ウェブサイト公表する。

2. 審査部会と審査委員

- 2-1【審査部会の設置】実行委員会の下に、個々の審査対象の審査を担当する審査部会を置く。
- 2-2【審査委員の人数】審査部会として、審査対象 1 件につき 3 名の審査委員が審査を行う。
- 2-3【審査委員の選定】審査委員は、実行委員会が正会員の中から選定する。
- 2-4【審査委員の役割】審査委員は、審査の観点および審査ルーブリックに基づいて、書面をもって審査を行い、審査結果を実行委員会に提出する。
- 2-5【審査委員の匿名性】審査委員は、匿名とする。

3. 審査の実施

審査委員は別に定める観点に基づいて行われた評価を参考に、認定に該当するかどうかを判断する。

4. 審査結果の通知と認定証の交付

- 4-1【審査結果の通知】実行委員会は、審査結果を、学会事務局を通じて申請者に通知する。
- 4-2【認定証の交付】実行委員会は、年次大会の会期中に、認定証を授与する。

5. 内規の改正

本内規の変更は、実行委員会において行い、理事会に報告する。

附則 本内規は、2017 年 12 月 2 日から施行する。